

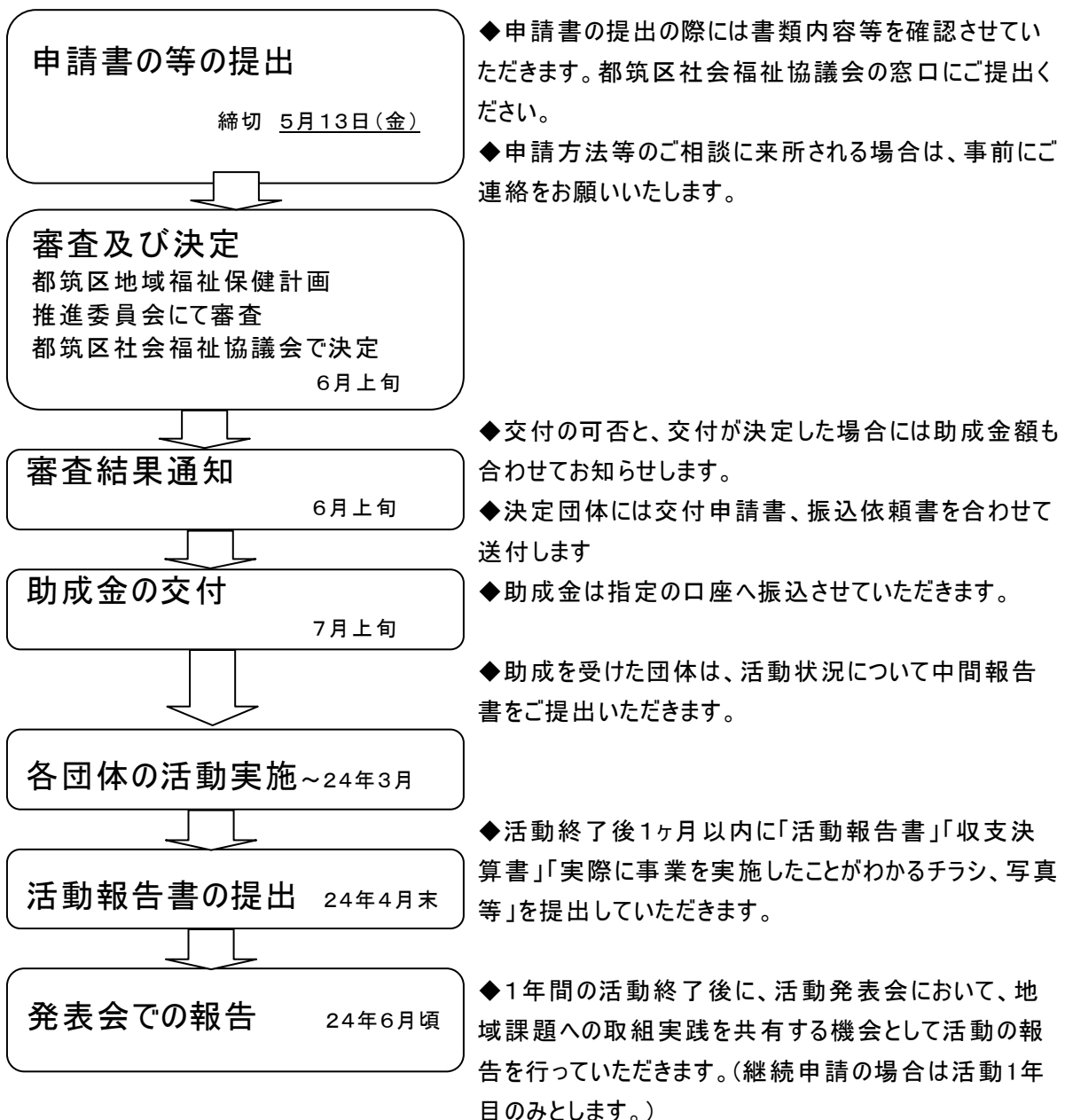
「つづき あい基金」助成金申請のてびき

都筑区地域福祉保健計画は誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができることを目指し、区民、地域、団体、企業と都筑区が地域の課題に対してともに取り組み、人と人との「であい ささえあい わかちあい」の仕組みを作り、行動していくための計画です。



本助成金は、この「計画」に定める目標を実現し、地域の福祉保健に関する課題の解決に向けた活動を行う団体に対し、「つづき あい基金」を活用し、活動経費の一部を助成することにより、「計画」を資金面からバックアップしていくことを目的としています。

スケジュール



交付対象団体

◆次の(1)および(2)に該当する団体に対して交付を行います。

- (1) 区内に活動の拠点を置き、区内を対象地域として活動する団体
- (2) 「計画」にあげられた課題の解決や目標の実現に向けて取り組む団体

助成対象活動

◆次の(1)および(2)に該当する活動が対象となります。

- (1) 活動内容に「計画」の「目標」のいずれかが含まれている活動

【目標】	<ul style="list-style-type: none">* 地域福祉保健活動の推進* 人と人とのつながりを実感できる地域づくり* 地域のコーディネーターとなる人材の育成* 健康な暮らしづくりの推進* 子ども・青少年の健全な成長と自立の支援* 高齢者・障害者が安心して暮らせるための支援* 区民、地域、団体、企業等と行政の協働の推進
------	---

- (2) 「計画」の取組の「方向性」のいずれかに即した活動

【方向性】	<ul style="list-style-type: none">* 顔の見える地域づくりを進める* 幅広い区民参加で活動や取組の輪を広げる* 必要な人に支援が届くしくみづくりや取組を進める
-------	--

【対象外とするもの】 ・同一内容で、都筑区、横浜市等から、既に補助金・助成金等を受けている活動
・政治、宗教、営利及び募金活動を目的とする活動
・特定の個人や団体の構成員のみを対象としている又は事実上それらの者しか参加しない活動

助成内容

◆助成方法

選択制 ①単年度申請 ②継続申請(最大2年)

◆助成額 1活動あたり 200,000円まで

※上記①②のいずれも、一活動あたりの助成上限額は200,000円です。

ただし、②の継続申請を選択した場合1年度あたり100,000円を上限とします。

【対象となる経費】

消耗品費(活動に関わる消耗品や使用する物品)、印刷費(掲示物・パンフレット・資料等の印刷代、業者への印刷委託代)、通信運搬費(ハガキ・切手代等)、使用料(機材や施設等の使用料)、交通費(団体外部の講師・協力者等への交通費(実費))、謝金(団体外部の講師・協力者等への謝金)、研修費(活動に必要な研修への参加費)、保険料(ボランティア活動保険、行事保険など)

*団体の運営費(人件費、事務所維持費等)は原則として助成の対象となりません。

※活動が未実施の場合や申請時と変更になった場合、申請書に虚偽など不正な内容が記載されていた場合、精算報告がなされなかった場合、余剰金が生じた場合などは、交付決定を取り消し、助成金を返還していただきます。

※申請総額が予算額を上回った場合には減額等調整することがあります。

◆助成対象期間 平成23年4月から平成24年3月まで

申請方法

◆申請受付期間

平成23年4月1日(金)～5月13日(金) ※平日(月曜日～金曜日)9:00～17:00

◆申請書類(本会ホームページからダウンロードできます。)

- (1)助成金申請書(様式1)
- (2)活動計画書(様式2)
- (3)収支予算書(様式3)
- (4)団体概要シート(様式4)

添付書類:団体全体の収支決算書(22年度)、事業報告書(22年度)

※活動終了後1ヶ月以内に「活動報告書」「収支決算書」「実際に事業を実施したことがわかるチラシ、写真等」を提出していただきます。

※継続申請1年目の場合は「継続計画書」を合わせて提出していただきます。

◆申請書提出先(※申請書の提出は書類内容の確認のため、窓口にて提出をお願いします。)

都筑区社会福祉協議会 〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内

審査及び決定

◆都筑区地域福祉保健計画推進委員会で審査の上、区社協会長が交付の決定を行います。

◆選考結果は、可否に関わらず書面で通知します。

活動の公表

◆交付を受けた団体の申請書、活動報告書などの情報は、公開を求められた際には、開示させていただきます。(但し個人情報を除きます。)

◆活動内容を、広報よこはま都筑区版、都筑区社協広報紙「しゅんらん」や区役所・区社協ホームページ等に掲載させていただく場合がございます。

◆交付を受けた団体には、助成期間終了後に、活動発表会において、地域課題への取組実践に共有する機会として活動報告を行っていただきます。

活動の実施あたって

◆活動の実施にあたり、「つづき あい基金」の助成金の交付を受けていることがわかるよう、活動に関わる周知物や会議資料、報告書などに次の事項を表示してください。

「この活動は、「つづき あい基金」助成金の交付を受けています。」

つづき あい基金とは

◆概要

「つづき あい基金」は、都筑区地域福祉保健計画の推進のために地域で実施されるさまざまな福祉保健活動の支援、計画のPR等を目的として、平成18年9月に設置されたものです。本基金は、都筑区チャリティーゴルフ大会の収益金を主な原資とし、区役所からの補助金、善意銀行からの配分金等で構成されています。

